

佐賀県告示第 234 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 7 年 11 月 8 日に失効する。

令和 7 年 11 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕プロパンアミド（通称名：ortho-Methylfentanyl、o-Methylfentanyl）及びその塩類
- (2) 化学名 2－〔2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－メチル－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕－N，N－ジエチルエタン－1－アミン（通称名：5-Methyl etodesnitazene、Etomethazene）及びその塩類
- (3) 化学名 3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート（通称名：4-PrO-DMT）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 5 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。